

電子契約の導入上の留意点

弁護士 寺門峻佑

弁護士 藤森翔太

Question

- ① 当社では COVID-19 を機に電子契約を導入しようと考えていますが、導入にあたっての留意点を教えてください。
- ② 電子契約により締結した契約に関する訴訟において、電子契約に係る電磁的記録を証拠として適切なものとするために留意する事項はありますか。

Answer

- ① 電子契約の導入にあたっては、契約締結権限の確認フロー・社内稟議フローの改定、契約雛形の修正、文書管理規程・印章管理規程等の改定及び電子帳簿法に準拠した電子データの保存等を実施する必要があります。加えて、電子契約導入の対象契約が外国法を準拠法とする場合には、当該準拠法が電子契約の成立等について、どのような規定を設けているのかに留意する必要があります。
- ② 電子契約により締結した契約についても、電子署名法第 3 条の要件を満たす場合は、当該契約に係る電磁的記録の真正な成立の推定が働きます。一方、同条の要件を満たさない場合であっても、適切な機能を有している電子契約システムを導入することにより、電子契約に係る電磁的記録の成立の真正を立証することは可能です。ただし、電子署名法第 3 条の適用有無にかかわらず、別途、相手方に契約締結権限があるかについては問題となるため、無権代理による無効リスクを回避するためには、事前に相手方の契約締結権限を確認するなどの対策が必要となります。

1. はじめに

COVID-19 により緊急事態宣言が発動され、多くの企業がリモートワークを導入していた中で、契約書の送付や押印のために出社しなければならない現状が注目されました。その中で、契約書の確認及び押印がオンラインで可能な電子契約が注目されています。

しかし、電子契約を導入するに際しては社内規程等の整備は不可欠であり、また将来的に契約の内容が紛争になった際、電子契約が訴訟上有効なものとならなければなりません。本稿ではこれらの観点から留意すべき事項について記載します。

なお、本稿において、「書面」とは紙媒体によるものを指し、電子契約を利用した契約書等と区別します。

2. 電子契約導入にあたっての留意点

(1) 電子契約の社内運用の検討

ア 契約締結権限の確認フローの改定

電子契約の導入にあたっては、後の紛争に備え、当事者間においてメールの受信者が契約締結権限を有していることを確認する作業の実施が必要となります（紛争になった場合に当該電子契約による契約書を証拠とする際の留意点については後述します。）。多くの電子契約サービスでは電子メールやワンタイムパスワードの送信などにより、受信者の本人確認を行っていますが、これのみではメールの受信者本人が、会社内において契約締結権限を有していることを証明するのに十分でない場合があります¹。そのため、この契約締結権限の確認フローを社内で整理しておくことが必要となり、具体的には以下の手段が考えられます。書面による事前確認が確認方法としては厳格ですが、どの手段を選択するかにあたっては、自社と相手方が締結する契約の重要性や、契約締結権限を確認するコストなどを考慮し決定すべきといえます。

確認フロー	具体的内容
①書面による事前確認	契約締結権限を有する者の氏名、メールアドレスについて代表取締役名義の委任状や確認書の形で提出を求める。
②メールや Web の入力フォームでの確認	メールや Web の入力フォームにおいて、契約締結権限を有する者の氏名、メールアドレスを連絡してもらう。
③基本契約締結の際に契約締結権限者の合意を取得	継続的取引がある場合に、契約締結権限を有する者の役職、氏名、メールアドレスを基本契約書又は覚書に記載する。
④名刺取得	契約締結権限を有する者の名刺を取得し、電子署名をしている者のメールアドレスと名刺に記載されたメールアドレスを照合する。合わせて、登記などで役職を有する者であるかを確認しておく。

イ 社内稟議フローの改定

¹ 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（総務省・法務省・経済産業省）においても、「電子契約サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々である」ことが指摘されています。

書面による契約書の締結に際して社内稟議が必要になる場合、紙の契約書を社内で回覧し、各役職が内容を確認した上で稟議書の確認欄などに押印し、全ての稟議が終了した後に担当者が代表取締役の印鑑を押印するというのが通常であると考えられます。

電子契約の場合についても、メール等で各役職に契約書を回覧し、内容を承認した旨のメールを保存すること等、社内稟議を経たことの記録化の手段などを整備することが必要となります。

(2) 契約雛形・社内規程の改定

ア 契約雛形の修正

社内で作成されている契約雛形において、「書面」等の記載がある部分については、紙の契約書を念頭においている記載であることから、修正が必要となり得ます。例えば、契約書の末尾には「本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する」等の記載をすることが一般的ですが、電磁的記録が使用されることから、「本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が電子署名を施し、その電磁的記録を保管する。」といった文言に改める必要があります。

イ 文書管理規程の改定

電子契約導入前の文書管理規程においては、通常は紙の文書の保存期限及び保存方法について定めています。しかし、電子契約の導入にあたっては、電子契約文書を社内のファイルサーバーやクラウドサービス上で電子保存することになります。そのため、以下のような規程を設ける必要があります。

文書管理規程で定めるべき事項

- ・ 電子契約で締結した場合の契約書の保管についてのルール
- ・ 電子契約文書の保管期限の定め
- ・ 電子契約文書の廃棄についてのルール
- ・ 電子契約文書にアクセスできる権限や閲覧申請についてのルール

ウ 印章管理規程の改定

電子契約導入前の印章管理規程においては、通常は契約書への押印について規定されています。しかし、電子契約の導入にあたっては印章を用いないため、以下のような規程を設ける必要があります。

印章管理規程で定めるべき事項

- ・ 電子証明書の管理責任者の定め
- ・ 電子署名を行う者に対する権限の委任についての規定
- ・ 電子署名を行う際の承認ルール
- ・ 電子署名を行う者が遵守すべき事項

(3) 電子帳簿法に基づく整備

電子契約の電子保存のためには、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特

例に関する法律（以下、「電子帳簿保存法」といいます。）への対応も必要になります。

まず、国税関係帳簿書類の保存義務者は、承認を受けようとする国税関係帳簿書類の備付けを開始する日の3か月前の日までに、一定の事項を所轄税務署長等に提出する必要があります（同法6条）。

また、原則として所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません（電子帳簿保存法10条）。

この保存にあたっては、電子帳簿保存法施行規則8条²に規定する保存方法などに従う必要があります、そのうち電磁的記録に係る保存義務の概要は以下のとおりです。下記のうち、「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」において定める事項としては、①電子取引の範囲、②電子保存の対象となるデータ、③電子保存の運用体制、④訂正削除の原則禁止及び⑤訂正削除を行う場合のフローが考えられます³。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存方法

○電子帳簿保存法施行規則8条1項各号に関するもの

①と②のいずれかの措置をとることが必要となります。

①電磁的記録にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと

②「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと

なお、2020年10月1日以降は、送信者側がタイムスタンプを付した記録や、記録事項の訂正・削除の内容が確認できるシステム及び訂正・削除ができないシステムを利用した取引情報の授受・保存も可能となります⁴。

○電子帳簿保存法施行規則3条1項に関するもの

- ・電子帳簿保存法施行規則3条1項3号所定の書類の備付け及び保存をすること
- ・電子帳簿保存法施行規則3条1項4号に基づき、電磁的記録の備付け及び保存をする場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと
- ・電子帳簿保存法施行規則3条1項5号所定の検索機能を確保すること
 - イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができること
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること

² 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が電子帳簿保存法施行規則8条1項、書面の保存が同条2項、電子計算機出力マイクロフィルムの保存が同条3項に規定されており、いずれも保存義務があります。

³ 国税庁「電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）【電子取引関係】」問19
(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07index.htm>)

⁴ 吉田賢「電子契約導入における電子帳簿保存法のポイント」(NBL No. 1174) 42頁。

(4) 準拠法の問題

国際的な契約においては、契約書の準拠法の問題として、①契約の方式（電子契約文書で締結できる契約なのか、それとも書面が必須なのか）、②契約の成立及び効力に関する要件、③形式的証拠力（電子契約に係る電磁的記録の成立の真正の立証）が問題となると考えられます。

ア 契約の方式

日本で裁判が行われる場合には、原則として法の適用に関する通則法（以下「通則法」といいます。）10条4項⁵が適用され、日本企業が日本において契約の申込み又は承諾をする場合、日本法に基づいて判断がされます。なお、通則法にはこれの例外規定もおかれており、例えば外国に所在する動産の引渡しを請求する場合、物権的請求権の内容については、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為」に該当し、当該外国の法律によって決定される（同法10条5項、13条）ため、注意が必要です⁶。

一方で、外国で裁判が行われる場合には、その国の国際私法（準拠法を決定する法律）により準拠法が決定されるため、契約書の準拠法条項の内容にかかわらず、紛争となった契約が、その国の国際私法で指定される準拠法上書面による契約締結が契約の方式として要件となっている場合には、契約の効力が否定される可能性があります。

イ 契約の成立及び効力

日本で裁判が行われる場合には、原則として、通則法7条により、当事者間で選択された地の法に準拠して判断されることとなります。そのため、契約書の準拠法条項において外国法が指定されている場合、当該外国法を踏まえて電子契約を使用する必要があります（当該外国法に、電子契約の成立及び効力について日本法とは異なる特別の定めがある場合にはそれに従う必要があります。）。

外国において裁判が行われる場合については、その国の国際私法に従って決定される準拠法によって契約の成立及び効力が判断され、当該準拠法には契約の成立及び効力について日本法とは異なる規定がおかれている可能性があるため、この点を踏まえて電子契約を使用する必要があります。

ウ 形式的証拠力について

この点について明確に述べた法令や裁判例はないものの、法定地の法が準拠法となるとの見解があります⁷。この見解によれば、日本で裁判がされる場合は日本法に基づいて電子契約に係る電磁的記録の形式的証拠力が判断されることとなります。

一方、外国において裁判が行われる場合には、その国の国際私法により決定される準拠法によって形式的証拠力が判断されるため、日本とは異なる判断がされるリスクがあります。

⁵ 「申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。」とされる。

⁶ その他、消費者契約の方式については、通則法11条3項から5項に規定があります。

⁷ 秋元佐一郎『国際民事訴訟法論』（国書刊行会、1994）453頁、櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣、第7版、2020）391頁。

よって、上記のうち外国法が適用される可能性のある契約を締結する場合には、当該外国法における電子契約に関する訴訟上の取扱いの規定について、事前に調査をすることが重要といえます。

3. 裁判において電子契約による契約書を証拠とする際の留意点

(1) 書面・電磁的記録の形式的証拠力

裁判において提出する文書は、その成立が真正であることを証明しなければ証拠とはなりません（民事訴訟法 228 条 1 項）。書面の形式的証拠力の判断においては、私文書について二段の推定（同条 4 項）がはたらきます。私文書の作成名義人の印影が当該名義人の印章によって作出されたものであるときは、反証のない限り、当該印影は本人の意思に基づいて検出されたものと事実上推定され（一段目の推定）、その結果、当該私文書は民事訴訟法 228 条 4 項により真正に成立したものと推定される（二段目の推定）ことになるというものです⁸。

一方、電子契約では印章を用いないため、二段の推定の対象外となります。民事訴訟法の規定に代わり、電子契約に係る電磁的記録の成立の真正を推定する条項として、電子署名法 3 条があります。同条は「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定しています。

(2) 電子契約に係る電磁的記録の真正な成立の推定（電子署名法 3 条）

ア 電子署名法 2 条及び 3 条の要件について

前提として、電子署名法の適用がある「電子署名」の要件は、電子署名法 2 条に規定されており、①電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置（筆者注：電子署名のこと）を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同条 1 項 1 号）及び②電磁的記録に記録することができる情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項 2 号）が必要です。

そして、電子署名法 3 条かっこ書きにより、電子署名「を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものになるもの」について、当該電磁的記録が真正に成立したことが推定されます。

現在、どのような要素を満たせば電子署名法 3 条かっこ書きの要件を満たすのかについて、確定的な解釈はありません。もっとも、認証局による公開鍵の認証は必須のものとはいえ⁹、これ以外の方式についても要件を充足することは考えられます。近時では、電子契約サービス事業者により電子署名を付す類型がよく議論されています。

イ 本人型と立会型の区別と、電子署名法 3 条の要件充足性

電子契約には電子署名をする主体の違いから、大きく分けて 2 つの類型があります。一つは、本人が電子署名を付す場合（以下、「本人型」といいます。）であり、もう一つは電子契約サービス事業者によ

⁸ 圓道至剛『企業法務のための民事訴訟の実務解説』（第一法規、第 2 版、2019）201 頁参照。

⁹ 高橋郁夫ほか編『デジタル法務の実務 Q&A』（日本加除出版、2018）330 頁。

り電子署名を付す場合（以下、「立会型」といいます。）です。

総務省・法務省・経済産業省が公表した「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」において、立会型の電子署名につき、利用者（本人）が「当該措置を行った者」（電子署名法 2 条 1 項 1 号）に該当する場合が示されました¹⁰。同 Q&A は立会型の電子契約について電子署名法 3 条の適用があるかについては述べておらず、ここは未だ解釈が定まっていないため、今後議論がされるものと考えられます¹¹。

ウ 推定規定の適用がない場合の形式的証拠力の立証

もっとも、電子署名法 3 条の適用がない場合であっても、他の証拠から電子契約に係る電磁的記録の成立の真正を証明することは可能であり、適切な機能を有している電子契約システムを導入することにより、電子契約に係る電磁的記録の成立の真正を立証することは可能です。立会型における、プラットフォームを利用したメール認証方式においては、①送信者が契約書をアップロードして契約相手方のメールアドレスを入力し、②プラットフォームが当該メールアドレスに電子署名用 URL を送信し、③受信者が当該 URL にてログインする仕組みが採用され、このやりとりの記録がログとして保存されるようになっている場合が多く、通常このような制度を備えている場合には、当該電磁的記録の成立の真正を立証することができると考えられます。

他方、同条の適用の有無にかかわらず、相手方に契約を締結する権限があるかについては別途検討する必要があります。そのため、別途当事者間において、メールの受信者が契約締結権限を有していることを確認する作業（以下、「契約締結権限確認フロー」といいます。）が必要であり、この点は前述のとおりです。

（3）契約締結権限確認フローと無権代理

本人型、立会型の区別を問わず、契約締結権限確認フローは、民法上の無権代理（民法 113 条）として契約の効力が生じなくなるリスクを回避するために必要となります。立会型における、プラットフォームを利用したメール認証方式による本人確認は、メールの受信者が作成した電磁的記録が真正に成立したことを示すにすぎず、メールの受信者が必ずしも社内において当該契約を締結する権限を有しているとは限らないからです。書面契約の場合は代表取締役名義の押印がなされることが多く、代表取締役は包括的な契約締結権限を有していることから、通常、契約締結権限の確認は問題となりません。これに対して電子契約の場合には、代表取締役以外の者が電子署名プロセスを実施することが多く、契約締結権限の問題が重要となってきます。

¹⁰ 「利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。」等とされています（前掲注 1 2 頁）。

¹¹ 電子署名者がメールアドレスによって特定されていること、企業は通常固有のドメインのメールアドレスを有していることから、電子署名法 3 条の「本人だけが行うことができる」との要件を満たすとの見解もあります（前掲注 9 332 頁）。

そのため、2（1）で述べた、契約締結権限確認フローを社内で整備する必要があり、これにより、仮に結果として受信者が契約締結権限を有していなかったとしても表見代理（民法109条、110条、112条など）の適用が認められる可能性も高まります。

反対に、契約締結権限を有しない自社の者が、勝手に電子契約を締結した場合には、契約の相手方から表見代理を主張されるリスクがあります。そのため、自社内においては契約締結権限を有する者のメールアドレスの管理や、電子契約サービス事業者の契約締結に必要なウェブサイトへのアクセス権限の管理に留意する必要があります。

4. 近時の検討事項

（1）リモート署名について

電子契約に用いられる電子署名には署名鍵が用いられるところ、署名鍵を署名者の手元で保管するローカル署名ではなく、事業者のサーバに保管し、事業者が署名者の指示で電子署名を行うことが多くなっています。このリモート署名について、2020年4月30日に日本トラストテクノロジー協議会から「リモート署名ガイドライン」が発行され¹²、リモート署名の説明や、セキュリティ対策についての報告がされています。

（2）社内文書への利用

近時、法務省は取締役会議事録に施す電子署名について、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名を有効なものとする余地があるとの見解を示しています¹³。また、取締役会議事録が添付書類となる商業登記の申請においても、オンライン申請の際に利用できる電子証明書が追加されており¹⁴、今後、社内文書においても電子署名の利用が広がっていくと考えられます。

5. 結語

以上のとおり、電子契約の導入にあたっては社内での事前準備が不可欠となり、訴訟になった場合に証拠とすることも踏まえて電子契約の方法を選択する必要があります。今後、ますます電子契約の普及が進むことが想定されますので、早い段階から入念に準備を始めることが望ましいといえます。

以上

¹² 日本トラストテクノロジー協議会「リモート署名ガイドライン」
(<https://www.jnsa.org/result/jt2a/2020/index.html>)

¹³ 新経済連盟「取締役会議事録に施す電子署名についての法務省見解」
(<https://jane.or.jp/proposal/notice/10829.html>)

¹⁴ 法務省「商業・法人登記のオンライン申請について」
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)